官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働八五）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三四）　二
○会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（同三五）　二
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務一六一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六二六～六三七）　三
〔国会事項〕
内閣　カジノ管理委員会　法務省　埼玉県　東京都　石川県　岐阜県　愛知県　山口県　愛媛県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　堺市　五
〔人事異動〕
内閣　カジノ管理委員会　法務省　埼玉県　東京都　石川県　岐阜県　愛知県　山口県　愛媛県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　堺市　五
〔叙位・叙勲〕
内閣　カジノ管理委員会　法務省　埼玉県　東京都　石川県　岐阜県　愛知県　山口県　愛媛県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　堺市　七
〔皇室事項〕
内閣　カジノ管理委員会　法務省　埼玉県　東京都　石川県　岐阜県　愛知県　山口県　愛媛県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　堺市　八
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
財政
日本放送協会令和八年度収支予算について（総務省）　八
産業
日本産業規格（国土交通省）　二
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（同）　二
〔地方自治事項〕
諸事項　二
〔公　告〕
官庁
財団、裁定表記載関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　三
特殊法人等
企業年金基金設立関係　三五
会社その他

省　令

○厚生労働省令第八十五号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項並びに特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第四条及び第四十一条の規定に基づき、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年四月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの	二　墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
三　（略）	三　（略）

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求）	（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
一　前項の請求に係る法第四条に規定する確定判決等の判決書若しくは調書（第九条第二項及び第二十一条第二項第一号において「確定判決等の判決書等」という。）の正本若しくは謄本又は当該確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもの	一　前項の請求に係る法第四条に規定する確定判決等の判決書若しくは調書（第九条第二項及び第二十一条第二項第一号において「確定判決等の判決書等」という。）の正本又は謄本
二　（略）	二　（略）
3　（略）	3　（略）
（受給者証の交付の請求）	（受給者証の交付の請求）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
一　前項の請求に係る確定判決等の判決書等の正本若しくは謄本又は当該確定判決等の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決等の内容と同一であることを証明したもの	一　前項の請求に係る確定判決等の判決書等の正本又は謄本
二　（略）	二　（略）

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

その他告示

○法務省告示第三十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年四月二十七日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属

田邊　浩典

○法務省告示第三十五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百四十八条の規定に基づき調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

令和八年四月二十七日

法務大臣　平口　洋

一　調査機関

株式会社ファイブドライブ

二　電子公告調査を行う事業所の変更後の所在地

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号山王パークタワー十階

三　変更年月日

令和八年四月二十五日

○外務省告示第百六十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和八年四月三十日から施行する。

令和八年四月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

一　中華人民共和国大使館

対象外国公館等の所在地	東京都港区	元麻布三丁目四番三十三号
対象外国公館等の敷地	東京都港区	元麻布三丁目四番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都港区	元麻布二丁目及び三丁目並びに南麻布五丁目二番から五番まで及び六番（次の図面に示す部分に限る。）並びに西麻布三丁目一番から十九番まで及び四丁目三番から六番まで並びに六本木六丁目十二番、十五番及び十六番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象外国公館等に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成五年二月十八日農林水産省告示第百三十四号、昭和四十八年三月二十四日農林省告示第六百十号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鳥取県八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九三の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和八年四月二十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県吾川郡いの町脇ノ山字横野カゲ三六七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和八年四月二十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福岡県八女市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和八年四月二十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福岡県嘉麻市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和八年四月二十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福島県伊達市霊山町石田字深沢二二の一、二二の七、字弥五郎二四の二、字中山四二の二、四六の二、字久作一二の二、一三の四、一四、一五の一、霊山町山戸田字関ノ上四五の一、四八の二、字片目返四四、四八の二、霊山町掛田字桜峰一〇の一から一〇の三まで、字三城牧一五、字作田山八の一、八の三、霊山町泉原字片貝一五の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字久作一二の二、一三の四、一四、一五の一
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和八年四月二十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町上手渡字井戸上山二から七まで、九の一、九の二、一一、一二の一、一三から一七まで、字高田山九から一一まで、一五、二〇、字冬室山四、五、六の一、七から九まで、一三、一五、一六、一八、二三、字宮ノ脇山三から八まで、一〇、字道下山六、字前山一六、字玉久保山一〇から一二まで、一六、一七、字宮ノ後山三、五の一、六、七の一、九、月舘町御代田字殿城舘六の一、六の二、字久保七四、七五の一、月舘町布川字道平山一一の一、一一の二、月舘町糠田字大久保山一、三から九まで、一一の一、一一の二、一二
　(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字道下山六、字殿城舘六の一、六の二、字久保七四、七五の一、字道平山一一の一一、一一の二、字前山一六・字大久保山三・字玉久保山一二・字宮ノ後山三・五の一・七の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町糠田字礼中内山一、二の一から二の三まで、三、四の一、六から一一まで、一三、一四
　(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県大沼郡会津美里町宮川字牧場丙二七八の一から丙二七八の三四まで、丙二七八の三七、字川向三三〇のニ、丙三三〇の四、松坂字走り下丁六一八の一、西本字内山丙七二四の四、字中曽甲一六一七の一、西尾字下宮前丁二二一、丁二二二、丁二二三のイ、字中字甲四四七の二、甲四五五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

議案送付

四月二十三日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

食育基本法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

国家情報会議設置法案

議案通知

四月二十三日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）

参議院

議事日程

四月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

令和八年四月二十四日（金曜日）

午前十時開議

第一　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　農林中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

四月二十三日衆議院から次の議案が提出された。

食育基本法の一部を改正する法律案（衆第八号）

四月二十三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

国家情報会議設置法案（閣法第二四号）

議案受領（予備審査）

四月二十三日衆議院から次の議案が送付された。

食育基本法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第八号）

通知書受領

四月二十三日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）

報告書提出

四月二十三日委員長から次の報告書を提出した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）審査報告書

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）審査報告書

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）審査報告書

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）審査報告書

人事異動

内閣

菅原　晶子

人事官に任命する

人事官

菅原　晶子

国家公務員倫理審査会委員に任命する（以上四月二十二日）

阿久津勇人　風音　大塚　葵
加藤　雷基　木内　楓　倉上　悠汰
後藤紗千子　後藤　鼓　佐々木彪雅
末永　紘平　鈴木　皓大　高橋　佳佑
田中　泰寛　西嶋　弘晃　平野　有桜
宮田　誠也　毛利　俊介　吉田　遥香
大槻　凛　猿渡凛太郎　柴田　悠希
髙山愛美理　辻　恵理奈　保科　真帆
大野　穂波　金岡　大飛　西堂なつみ
影山　和政　川島　渉吾　児玉　桃
寺戸　菜生　市野　友香　祝井　孝太
髙橋　暖　平野　智大　小川　葵
木村　愛恵　根本　堅　柳澤　在基
和泉　里奈　柿原　久乃　神谷　匠海
下出　大智　細山　恵吾　松野有希子
峯村　朋之　石橋　貴生　上村　蒼馬
横島　由紀　泉川　大貴　武山　莉子
下栗　護　久保　直輝　玉井　遥人
中澤　靖佳　古川　開大　渡部加奈子
工藤紗都子　氏家　望　佐藤としえ
玉井　恭平　長尾　涼太　大槻　凪沙
松井祐紀子　東野　涼　西嶋　慶太
吉田　茉央　奥田　薫　笠松　千晃
山村　皐樹　山下　航征　尼嵜　真帆
髙岡　暁　平松亜子佳　深沢　友彦
髙徳　珠希　及川　路央　古藤　南
杉山　凱慶　松本　柊希　山守　皓己
上村日奈子　面下　友作

判事補に任命する（各通）（四月二十三日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課機器技術監督室長）内閣府事務官　志村　和俊

監督調査部監督総括課の併任を解除する（四月十八日）

法務省

（横浜地方検察庁検事）検事　竹内　駿介
東京地方検察庁検事に配置換する（四月十五日）

○定年退官
松山区検察庁副検事西田浩直は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月十五日限り定年退官

埼玉県

○議長選挙
白土幸仁議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　荒木　裕介

○副議長選挙
飯塚俊彦副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　吉良　英敏

東京都

○教育委員会委員再任
宮原京子委員は、三月十三日再任された。

○収用委員会委員再任
松尾弘委員及び川添義弘委員は、四月一日再任された。

○収用委員会予備委員再任
磯部達雄委員は、四月一日再任された。

石川県

○監査委員選任
平藏豊志委員及び谷内律夫委員は、二月十三日辞職し、同月十四日次の者が選任された。
監査委員　室谷　弘幸
同　吉田　修

岐阜県

辞職
新
（会計管理者）　丸山　淳
（総合企画部長）　市橋　貴仁
（林政部長）　久松　一男
（議会事務局長）　篭橋　智基
（以上三月三十一日）
旧
（監査委員事務局長）　松本　順志
職員等　兼松　伸和
会計管理者
同　工藤由理香
知事公室長
総合企画部長
同
環境エネルギー生活部長　同
子ども・女性部長　同
林政部長　同
都市建築部長　同
議会事務局長　田口　博史
監査委員事務局長（子ども・女性部長）　桑田　善晴
片桐　伸一
（以上四月一日）

○収用委員会委員任命
芝英則委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
収用委員会委員　堀　雅博

○公安委員会委員任命
矢橋龍宜委員は、二月二十三日任期満了し、同月二十四日次の者が任命された。
公安委員会委員　河合刀記夫

○公安委員会委員再任
佐々木裕茂委員は、三月二十五日再任された。

愛知県

新
任期満了
（副知事）　古本伸一郎
同　（副知事）　林　全宏
（会計管理者兼会計局長）　大嵜みどり
辞職
（総務局長）　纐纈　知行
（人事局長）　鵜飼　司
（県民文化局長）　森岡　士郎
（環境局長）　武田　祥延
（経済産業局長）　犬塚　晴久
（農業水産局）　松井　直樹
（都市・交通局長）　片桐　靖幸
（企業庁長）　権田　裕徳
（監査委員事務局長）　伊藤　徳男
（労働委員会事務局長）　安井　裕貴
（以上三月三十一日）
旧
（副知事）　古本伸一郎
（教育委員会教育長）　川原　馨
職員等　川口　佐織
会計管理者兼会計局長
総務局長
人事局長
防災安全局長
県民文化局長
副知事
同
同
同

副市長　松浦　淳
政策経営・国際戦略局長　職員等　齊藤　達也
行財政局長（医療局長）　原田浩一郎
総務局長（戸塚区長）　近藤　武
防災・危機管理統括本部長　職員等　稲村　宣泰
市民局長　同　熊坂　俊博
健康福祉局長（総務局長）　吉川　直友
医療局長（市民局長）　渋谷　昭子
みどり環境局長　職員等　田口　香苗
道路・交通政策局長　同　角野　智史
西区長　同　本多由紀子
旭区長　同　堀口　和美
磯子区長　同　本城　泰之
港北区長（デジタル統括本部長）　古石　正史
戸塚区長　職員等　白井　正和
泉区長　同　藤岡　謙二
水道局長（みどり環境局長）　鈴木　貴晶
会計管理者　職員等　原口　紳一
監査事務局長　同　市川　一弘
議会局長　同　濃野　誠
（以上四月一日）

川崎市

新　（上下水道事業管理者）　金井　歳雄
辞職　旧　（上下水道事業管理者）　白鳥　滋之
新　（病院事業管理者）　金井　歳雄
任期満了　旧　（副市長）　加藤　順一
同　新　（副市長）　藤倉　茂起
退職　旧　（総務企画局長）　池之上健一
同　新　（財政局長）　斎藤　禎尚
同　旧　（健康福祉局長）　石渡　一城
同　新　（港湾局長）　森　賢一
同　旧　（病院局長）　森　有作
同　（消防局長）　望月廣太郎
同　（議会局長）　石塚　秀和
（以上三月三十一日）
副市長　（上下水道事業管理者）　白鳥　滋之
同　（国土交通省大臣官房参事官（グローバル戦略））　八尾　光洋
同　（総務企画局長）　池之上健一
上下水道事業管理者　（上下水道事業管理者）　白鳥　滋之

病院事業管理者　職員等　伊藤　大輔
総務企画局長（まちづくり局長）　宮崎　伸哉
財政局長（監査事務局長）　井口　拓也
健康福祉局長　職員等　鹿島　智
まちづくり局長　同　定山　武史
港湾局長　同　木村　俊介
臨海部国際戦略本部長　同　大山　啓祐
会計管理者　同　谷村　元
病院局長　同　佐藤　佳哉
消防局長　同　大友　正人
監査事務局長　同　小関　武史
議会局長　同　渡辺　貴彦
（以上四月一日）

○教育委員会委員任命

野村浩子委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　川邊　知美

静岡市

新　辞職　同　吉田　信博
旧　（副市長）　吉田　信博
新　（環境局森林経営統括監）　大畑　夏男
辞職　同　（保健福祉長寿局長）　山本　哲生
同　（都市局長）　杉山　弘人
同　（建築統括監）　中川　将巳
同　（会計管理者）　萩原　健
（以上三月三十一日）
副市長　職員等　吉田　信博
危機管理監　職員等　桑山　則之
社会共有資産利活用統括監　同　山田　孝
保健衛生医療統括監　職員等　杉山　智彦
こども未来局長　同　岡本　裕治
海洋政策統括監　同　谷川　良英
都市局長　同　塩澤　友宏
市民生活統括監　職員等　武藤　由華
駿河区長　同　伊藤　崇文
清水区長　同　本野雄一郎
森林経営統括監　同　佐藤　暢久
保健福祉長寿局長（保健衛生医療統括監）　千須和健一
観光文化・市民局長（観光交流文化局長）　岩田　智穂

建築統括監　同　浅場　俊之
会計管理者　同　花村　文夫
上下水道局長　同　石野　敏
監査委員事務局長　同　小長井健司
（以上四月一日）

名古屋市

○教育委員会委員任命

粟生万琴委員は、三月二十三日任期満了し、同月二十四日次の者が任命された。

教育委員会委員　小西由樹子

堺市

新　辞職　旧　（副市長）　田雑　隆昌
同　（健康福祉局長）　竹下　泰夫
（以上三月三十一日）
副市長　（国土交通技官）　角田　陽介
政策局長　（市民人権局長）　高屋敷秀樹
ＩＣＴイノベーション推進監　職員等　櫻田　浩樹
泉北ニュータウンデザイン推進監　同　高橋　悦子
市民人権局長　（西区長）　松本　ゆり
文化観光局長　職員等　東野　秀一
健康福祉局長　同　河内　義慶
こども青少年局長　（南区長）　中山真裕美
建築都市局長　（泉北ニュータウンデザイン推進監）　羽間　真一
建設局長　職員等　室谷　直樹
堺区長　同　橋本　隆之
西区長　同　黒田　一未
南区長　同　上田　一也
（以上四月一日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する　（東京農工大学名誉教授）　南塚　隆夫
正四位に叙する　（岐阜工業高等専門学校名誉教授）　山本　雄三
従四位に叙する　大澤　清二
正五位に叙する　牧野　進輔
従五位に叙する　石川　信生
村瀬　富彦
正六位に叙する（各通）　吉田　幸子
芦澤　半　小林　伸
四戸　武　世良田重夫
（北海道芽室町公立学校長）　新倉　忠司
福田　健　村田　正文
従六位に叙する（各通）　石川　克己　小川　明宏
正七位に叙する（各通）　大楯　潔　富吉　邦郎
従七位に叙する（各通）（以上三月十九日）　堀之内孜匡
（鳴門教育大学名誉教授）　西園　芳信
正四位に叙する　戒田　淳
牧野　武男
従五位に叙する（各通）　上田　勝弘
日高　幸男
正六位に叙する（各通）　糸数　周　今井　大治
太田　雅則　河村　光夫
高久　克彦　高松　幸裕
平池　幸雄　山本　雅人
従六位に叙する（各通）　井関　輝男　女屋　晴夫
正七位に叙する（各通）　齊藤　章吾
従七位に叙する（各通）（以上三月二十日）　千葉　幹雄
（横浜国立大学名誉教授）
従三位に叙する　大園　隆一
正四位に叙する　齋藤　文夫
丹羽　宏之
吉谷　克己
従四位に叙する　三上　喜孝
正五位に叙する　平岡　正美
川村　梅吉　越島　良三
日浦　道徳　前田　邦正
正六位に叙する（各通）　岩崎　美博　岡　明彦
前田　茂実　山口　満
従六位に叙する（各通）　前川　定司
横山　昭治
正七位に叙する　宮本　好喜
従七位に叙する（各通）　黒木　義信
従七位に叙する（各通）（以上三月二十一日）　柴田　明穂
梶谷　大治
渡邊　忠廣
近藤　芳久
高澤　義雄
北崎　榮喜
森下　眞清
堀之内孜匡
西園　芳信
白土　吉則
山本　政喜
加田　洋一
藤原　健祐
栗原　宏武
大藪　俊哉
小菅　傳
川添　公貴

岩永　正規　竹田　昭臣　御簾納　誠

従五位に叙する（各通）
荒井　平　稲川　勘助　岩堀　亨
小田　幸晴　菊池　清志　佐々木靖人
角皆　健治　濱邊　一俊　伏江　喜夫
渡邊　仁夫

正六位に叙する（各通）
石井　勝利　伊藤　哲夫　井上　勝男
大峯　浩二　進藤ミヤ子　菅原　文雄

従六位に叙する（各通）
上山　良　堤　一秋
萩原　裕之　藤田　泰之

正七位に叙する（各通）
山下　隆　山田　郁夫

従七位に叙する（各通）（以上三月二十二日）
山本　豊孝

従五位に叙する（三月二十三日）
清水　幸市

正七位に叙する（三月二十四日）
伊東　政治

正七位に叙する（三月二十五日）
下橋賢次郎　田中　憲廣　長嶺　裕康

正七位に叙する（各通）（三月二十六日）
（長野県松本広域連合消防司令）勝又　智広

従七位に叙する（三月二十七日）

○叙勲

川添　公貴

旭日双光章を授ける
大澤　聰

旭日単光章を授ける（以上三月十九日）
藤原　健祐

旭日双光章を授ける（三月二十日）
松本　一夫

旭日単光章を授ける（三月二十一日）
榮喜　北崎
忠司　新倉
富彦　村瀬

瑞宝双光章を授ける（各通）
河野　峻
堀之内孜匡

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）
西園　芳信

瑞宝小綬章を授ける
井関　輝男　糸数　周　加田　洋一
佐野　芳行　高久　克彦　高松　幸裕
吉谷　克己

瑞宝双光章を授ける（各通）
太田　雅則　齊藤　章吾
千葉　幹雄　山本　雅人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十日）
平岡　正美　三上　喜孝

瑞宝小綬章を授ける（各通）
黒木　義信　前川　定司
前田　茂実　山口　満

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡　明彦　吉岡　洋次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
伏江　喜夫

瑞宝小綬章を授ける
岩永　正規　佐々木靖人
菅原　文雄　角皆　健治
鍋嶋　守　八尾　隆志
山下　隆

瑞宝双光章を授ける（各通）
大峯　浩二　西山　穎穂
萩原　裕之　東　明治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
長嶺　裕康

瑞宝単光章を授ける（三月二十六日）
（長野県松本広域連合消防司令）勝又　智広

瑞宝単光章を授ける（三月二十七日）
戒田　淳

皇室事項

信任状捧呈式

四月二十三日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ブルネイ特命全権大使ワン・ハドフィ・ルトファン・ビン・ハジ・アブドゥル・ラティフの信任状捧呈式を行われた。

四月二十三日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在インド特命全権大使ナグマ・モハメド・マリックの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

四月二十二日午後七時、宮中において、人事官菅原晶子の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年三月三十日に、利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年四月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

財政

日本放送協会令和８年度収支予算について

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第２項の規定に基づき、令和８年３月31日国会において承認された日本放送協会令和８年度収支予算は、次のとおりである。

令和８年４月27日

総　務　省

予算総則

第１条　日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和８年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。（以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。）

２　前項の規定にかかわらず、別表第５に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第４項又は第５項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第５に掲げる額を減ずることとする。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居（人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項において同じ。）に受信機を設置した場合又は世帯において協会の配信の受信を開始した場合についての受信契約を締結している者が、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居への受信機の設置又は協会の配信の受信開始について別の受信契約を締結し、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

５　第１項の規定にかかわらず、事業所等世帯以外の受信契約について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　国際放送（その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。）及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第１

令和８年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		618,098,997
	受信料	591,013,707
	交付金収入	3,614,585
	副次収入	9,001,682
	財務収入	6,388,023
	雑収入	4,636,000
	特別収入	3,445,000
事業支出		687,168,177
	国内放送費	348,275,577
	国際放送費	19,531,566
	国内放送番組等配信費	14,166,391
	必要的配信費	13,931,456
	受信料財源任意的配信費	234,935
	国際放送番組等配信費	2,242,745
	必要的配信費	1,721,282
	受信料財源任意的配信費	521,463
	契約収納費	47,613,886
	受信対策費	553,505
	広報費	5,659,944
	調査研究費	6,007,929
	給与	109,477,084
	退職手当・厚生費	31,399,434
	共通管理費	16,320,366
	減価償却費	79,300,000
	財務費	3,750
	特別支出	3,616,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△69,069,180

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		108,187,000
	前期繰越金受入れ	24,972,000
	減価償却資金受入れ	79,300,000
	資産受入れ	3,915,000
資本支出		108,187,000
	建設費	53,760,000
	出資	19,122,000
	建設積立資産繰入れ	35,305,000
資本収支差金		—

国内放送番組等配信費における必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は58億1,250万３千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は81億1,895万３千円である。

国際放送番組等配信費における必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は３億231万６千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は14億1,896万６千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,146億5,399万７千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,835億5,217万７千円であり、経常収支差金は、△688億9,818万円である。

事業収支差金△690億6,918万円については、放送法第73条の２第２項本文の規定により、還元目的積立金を取り崩して補てんする。

なお出資に該当する191億2,200万円及び建設費のうち出捐に該当する58億5,000万円については、資本収支において、同様に措置する。

（有料任意的配信業務勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
事業収入		7,621,624
	有料任意的配信収入	7,621,624
事業支出		6,396,884
	有料任意的配信費	5,905,740
	広報費	208,120
	給与	140,432
	退職手当・厚生費	33,986
	共通管理費	106,616
	減価償却費	1,990
事業収支差金		1,224,740

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		—

事業収支差金12億2,474万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
事業収入		1,220,841
	受託業務等収入	1,220,841
事業支出		1,016,959
	受託業務等費	1,016,959
事業収支差金		203,882

事業収支差金２億388万２千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第２　契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
衛星契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

別表第３　受信料額（消費税込額）

契約種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

別表第４　受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第５　多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が９件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第２条第２項の規定を第４項又は第５項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が７件、８件若しくは９件である場合、又は特別契約の契約件数が８件若しくは９件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。（契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第２条第２項の規定を第４項又は第５項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。）

別表第６　支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払

継　続　振　込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第７　団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　180円

産　業

日本産業規格

令和８年４月25日に下記の日本産業規格を廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年４月27日

国土交通大臣　金子　恭之

記

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

高圧ガスタンク車タンク用安全弁　　Ｅ7701

地方自治事項

山　口　県

選挙

一二月八日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

村岡　嗣政（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

工場財団

北九州市若松区響町一丁目122番地16**ひびきウインドエナジー株式会社**の工場財団に北九州市若松区柳崎町１番３、１番２北九州響灘洋上ウインドファームの工作物（建物を除く）、機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年４月27日　　福岡法務局八幡出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００２号
名古屋市中区錦２丁目１７番３０号
清算株式会社　株式会社ハンブル
代表清算人　田中俊次
１　決定年月日　令和８年４月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２００１号
青森県八戸市柏崎一丁目６番６号
清算株式会社　株式会社Ｋ＆Ｋ
代表清算人　神山　智子
１　決定年月日　令和８年４月１０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

令和８年（ヒ）第１号
奈良県大和高田市今里町３４３番１号
清算株式会社　株式会社エム建設
代表清算人　安　本　隆　人
１　決定年月日　令和８年４月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙1249番地
清算株式会社　株式会社Ｇｒｅｅｎ
代表清算人　川　島　広　史
１　決定年月日　令和８年４月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（ヒ）第２７号
埼玉県上尾市大字領家57番地１
清算株式会社　株式会社北上尾商事
代表清算人　御山　義明
１決定年月日　令和８年４月10日
２主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和8年（ヒ）第3001号
大阪市平野区長吉長原四丁目１４番２０号
清算株式会社　北村製本株式会社
１　決定年月日　令和8年4月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和7年（ヒ）第2号
千葉県館山市安布里７８０番地
清算株式会社　株式会社旧房洋堂
１　決定年月日　令和8年4月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所館山支部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　関西フードマーケット企業年金基金

２．事務所の所在地　大阪府大阪市淀川区野中南２―８―10

３．理事長の氏名及び住所　林　克弘　兵庫県伊丹市森本２丁目112番地

４．実施事業所の名称及び所在地　株式会社関西フードマーケット　大阪府大阪市淀川区、株式会社エイチ・ツー・オー商業開発　大阪府大阪市西成区

５．設立認可年月日　令和８年４月１日

令和８年４月27日

大阪府大阪市淀川区野中南２―８―10

関西フードマーケット企業年金基金

理事長　林　克弘

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　六十七頁（号外第二五五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　八十頁（号外第二五七号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　四十二頁（号外第二五八号）

令和八年四月二十七日

札幌市中央区南八条西六丁目一〇三六番地

（甲）株式会社いちたかガスワン

代表取締役　佐藤　勝治

北海道白老郡白老町大町一丁目二番一二号

（乙）株式会社はくねん

代表取締役　山田　拓也

北海道亀田郡七飯町本町五丁目四番五号

（丙）株式会社林商店

代表取締役　吉田　勉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

（丁）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十七日

東京都港区赤坂六丁目三番一二号齊藤ビル一階

（甲）株式会社ＯＮＷＯＲＫ

代表取締役　中野由美子

東京都港区六本木四丁目八番七号六本木三河台ビル五階

（乙）株式会社ＫＥＹＷＯＲＫ

代表取締役　吉田　周作

東京都港区赤坂九丁目六番三五号

（丙）株式会社ゴート・レーベル

代表取締役　伏見　茂

東京都港区赤坂九丁目六番三五号

（丁）株式会社ＮＥＸＴＰＡＲＴ

代表取締役　伏見　茂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　四頁

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区猿楽町一八番八号

（甲）株式会社ＣＡＭＰＦＩＲＥ

代表取締役　中島　真

東京都渋谷区猿楽町一八番八号

（乙）Ｌｉｖｅｆｏｒ株式会社

代表取締役　藤崎研一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年五月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　七十八頁（号外第七十八号）

（乙）https://myrica.co.jp/

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区南平台町一六番一一号

（甲）株式会社しょうわ出版

代表取締役　佐藤　鉄平

大阪府茨木市別院町四番二〇号中村ビル

（乙）クリエイト研究会株式会社

代表取締役　佐藤　鉄平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　三頁

令和八年四月二十七日

東京都港区海岸一丁目九番一号

（甲）ソーシャルデータバンク株式会社

代表取締役　伊藤　俊輝

大阪市阿倍野区松崎町二丁目一〇番二〇号

三〇二号

（乙）株式会社アクシン

代表取締役　豆田　昌平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　四十四頁（号外第九十二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日

東京都大田区矢口一丁目一三番一〇号

（甲）イオックス・ファーマシー株式会社

代表取締役　井奥　貴之

東京都中野区東中野二丁目二八番一三号

（乙）有限会社以知

代表取締役　井奥　貴之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月五日

掲載頁　六十頁（号外第四十五号）

（乙）https://gujowaribashi.com/

令和八年四月二十七日

岐阜県高山市江名子町二七一五番地一一

（甲）飛騨五木株式会社

代表取締役　山崎　杏奈

岐阜県郡上市明宝大谷一二四三番地

（乙）株式会社ｋｉ　ｎａ　ｌｉ

代表取締役　小森　胤樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　八頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一六七頁（号外第二二〇号）

令和八年四月二十七日

三重県鈴鹿市南江島町一七番三二号

（甲）株式会社カーゾック

代表取締役　栗林　由幸

三重県鈴鹿市南江島町一七番三二号

（乙）株式会社キオクソリューション

ズ・ホールディングス

代表取締役　栗林　由幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一一〇頁（号外第一九六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二〇頁（号外第二二七号）

令和八年四月二十七日

兵庫県尼崎市長洲東通一丁目二番四〇号

（甲）近畿電気システム株式会社

代表取締役社長　神本　広文

大阪府大阪市北区芝田二丁目八番三一号第三東洋ビル

（乙）大和機械工業株式会社

代表取締役社長　尾和　正邦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十頁（号外第八十三号）

令和八年四月二十七日

神戸市中央区東町一二三番地の一

（甲）株式会社グリット

代表取締役　加藤　豊章

神戸市中央区東町一二三番地の一

（乙）株式会社ＲＯＣＣＡ

代表取締役　加藤　豊章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十六頁（号外第七十六号）

令和八年四月二十七日

鳥取県米子市永江五〇一番地

（甲）株式会社Ｔ・Ｋホールディングス

代表取締役　鋪倉　健

鳥取県米子市永江五〇一番地

（乙）株式会社米子ホールディングス

代表取締役　鋪倉　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年五月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　六十三頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月九日
掲載頁　四十四頁（号外第一二六号）

令和八年四月二十七日

広島県広島市西区南観音七丁目一三番二〇号
（甲）株式会社フルケア
代表取締役　藤澤　卓

広島県廿日市市大野一五三三
（乙）株式会社正光技建
代表取締役　藤澤　卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　五十四頁（号外第九十号）

令和八年四月二十七日

福岡市西区西都一丁目二番三一号
（甲）株式会社トライリーフ
代表取締役　渋井　俊之

福岡市西区愛宕浜四丁目二〇番一五号
（乙）株式会社ファスティゲート
代表取締役　渋井　俊之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

熊本市中央区新屋敷一丁目二一番一六―一〇三号
（甲）合同会社E３
代表社員　大石　哲也

長崎市脇岬町三二四四番地二F
（乙）合同会社エミアス長崎
代表社員　大石　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

令和八年四月二十七日

岩手県盛岡市みたけ三丁目一八番三三号
（甲）株式会社エクナサポート
代表取締役　佐藤　久

岩手県盛岡市みたけ三丁目一八番三三号
（乙）エクナ株式会社
代表取締役　菊池　暁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　三十八頁（号外第九十一号）

令和八年四月二十七日

茨城県東茨城郡茨城町小堤一七四三番地の一
（甲）株式会社Ｍａｔｓｕｕｒａ Ｎｅｘｕｓ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　松浦　克成

茨城県東茨城郡茨城町小堤一七四三番地の一
（乙）株式会社松浦工務店
代表取締役　松浦　義文

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、矢崎総業株式会社（乙、住所東京都港区港南一丁目八番一五号）のモビリティビジネスに係る事業企画及び管理に係る事業に関する権利義務及び矢崎計器株式会社（丙、住所東京都港区港南一丁目八番一五号）の運輸・旅客事業者向け計装組立関連事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　六十四頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　六十四頁（号外第二〇八号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十七頁（号外第二〇八号）

令和八年四月二十七日

東京都港区港南一丁目八番一五号
矢崎エナジーシステム株式会社
代表取締役　矢﨑　航

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の社宅管理代行サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.ttfuhan.co.jp/

令和八年四月二十七日

東京都豊島区南大塚三丁目一〇番一〇号
（甲）タスリンク株式会社
代表取締役　石田　桃子

東京都中央区八重洲一丁目五番二〇号
（乙）東京建物不動産販売株式会社
代表取締役社長執行役員　菅谷　健二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のサーキュラーエコノミー本部サステナブル素材ＳＢＵにおいて展開する製品に係る販売事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一五四頁（号外第一六六号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年四月二十七日

東京都港区港南二丁目三番一三号
（甲）豊通ケミプラス株式会社
代表取締役　佐藤　一範

名古屋市中村区名駅四丁目九番八号
（乙）豊田通商株式会社
代表取締役　今井斗志光

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社オンダアロイ（乙、住所岐阜県山県市富永八八一番地）の不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　四十頁（号外第九十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　三十九頁（号外第九十一号）

令和八年四月二十七日

岐阜市福光西三丁目一一番六号
株式会社長良興産
代表取締役　恩田秀比良

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアフラック生命保険株式会社を除く保険会社の商品に係る生命保険募集業ならびに損害保険代理業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年四月二十七日

静岡県浜松市中央区鍛冶町三一九番地の二八

（甲）遠鉄インシュアランスパートナーズ株式会社

代表取締役　平野　昌利

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一

（乙）遠州鉄道株式会社

代表取締役　丸山　晃司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲の総社員の同意及び乙の株主総会の承認決議は令和八年四月二十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日

大阪市北区中津一丁目六番二九―四〇三号

（甲）合同会社Ｒ

代表社員　入江　剛

大阪市淀川区木川西一丁目九番二一号

（乙）有限会社入江産業

代表取締役　入江　努

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸等の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　七十五頁（号外第七十八号）

（乙）掲載　福岡県において発行する産経新聞

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　二十一頁

令和八年四月二十七日

福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番三号

（甲）トリゼン興産株式会社

代表取締役　河津　善博

福岡市博多区千代一丁目八番一三号

（乙）トリゼンフーズ株式会社

代表取締役　河津　英弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸等の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　七十五頁（号外第七十八号）

（乙）掲載　福岡県において発行する産経新聞

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　二十一頁

令和八年四月二十七日

福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番三号

（甲）トリゼン興産株式会社

代表取締役　河津　善博

福岡市博多区千代一丁目八番一三号

（乙）トリゼンダイニング株式会社

代表取締役　河津　善博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の園芸培養土販売等事業に関する権利義務を、丙のボラ土製造販売事業に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日

宮崎県都城市山田町山田三九七七番地六五

（甲）株式会社グリーンライフ

代表取締役　堀之内秀一郎

宮崎県都城市山田町山田三九七七番地六五

（乙）有限会社グリーンライフ日向

代表取締役　山口　晋平

宮崎県都城市山田町山田三九八三番地六九

（丙）有限会社都城ボラ土

取締役　山口　晋平

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社綿半リゾート（長野県下伊那郡阿智村智里四〇七番地）に対して当社の温泉及び旅館事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は、本会社分割の効力発生日である令和八年六月一日において、商号を「ＨＫ管財株式会社」に変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日

長野県下伊那郡阿智村智里四〇七番地

有限会社ホテル恵山

代表取締役　田中　尚夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

茨城県筑西市谷原一四九番地

Ｍｏｔｏｒ　Ｅｍｐｉｒｅ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表社員　カリーム・ウラー・ムハメッド

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

埼玉県新座市野火止五丁目二番一―一五〇二号

World Invest Trade合同会社

代表社員　横田　鵬一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都港区南青山二丁目二―一五―五一三

Ｐｉｓａｇｅ合同会社

代表社員　嶋林　杏子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都杉並区天沼一丁目一七番二号

合同会社Thoughtful

代表社員　中桐　宏康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目二番七号新宿ダイカンプラザ星座館七〇二号室

合同会社ファラ

代表社員　後藤めぐみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都調布市菊野台二丁目二九番地二

合同会社ＳＴＡＲＴＩＮＧ　ＬＩＮＥ

代表社員　青木　敬也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都中央区銀座七丁目三番一三号

クラリネット通商合同会社

代表社員　宇野　氷

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ＬｉｆｅＤｒｅａｍｅｒ

代表社員　海野桃次郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都調布市深大寺南町五丁目四六番地四号マイライフ深大寺

合同会社アンドカンパニー

代表社員　阿部　貴政

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十八日であり、組織変更後の商号はグローバルエア株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

名古屋市中村区則武二丁目一四番一一号名駅富士ビル二一　グローバルエア合同会社

代表社員　青山　弘樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

名古屋市昭和区山手通五丁目六番地一

ＳＴＳ合同会社

代表社員　三浦　孝久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

沖縄県沖縄市泡瀬六―三―四

ＣＣＣ沖縄合同会社

代表社員　當眞　一真

効力発生日変更公告

当社は、令和八年五月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区桜丘町二〇番一号

株式会社Ａｓｕｃｒｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　七五三智宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　三頁

令和八年四月二十七日

千葉県長生郡長柄町上野五二一番地四

リソルの森株式会社

代表取締役　佐治　重仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、株主総会の決議は令和八年五月二十六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都目黒区駒場四丁目六番一号東京大学駒場Ⅱキャンパス連携研究棟Ａ四〇七

株式会社ＥＶＩＳＩＯＮ

代表取締役　奥　秀太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年五月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/69528/announces

令和八年四月二十七日

東京都新宿区新宿一丁目二六番九号

株式会社Ｎａｔｕｒｅ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　丸川　照司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。但し、令和八年四月十三日から令和八年五月二十九日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一億円といたします。

減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇三号）

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一〇番一一号

ファンズ株式会社

代表取締役　藤田雄一郎

令和八年四月二十七日

名古屋市昭和区山手通五丁目六番地一

ＳＴＳ合同会社

代表社員　三浦　孝久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

沖縄県沖縄市泡瀬六―三―四

ＣＣＣ沖縄合同会社

代表社員　當眞　一真

効力発生日変更公告

当社は、令和八年五月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区桜丘町二〇番一号

株式会社Ａｓｕｃｒｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　七五三智宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　三頁

令和八年四月二十七日

千葉県長生郡長柄町上野五二一番地四

リソルの森株式会社

代表取締役　佐治　重仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、株主総会の決議は令和八年五月二十六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一一一頁（号外第一九六号）

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目一二番一号

株式会社ＢＧパートナーズ

代表取締役　樺島　義明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.cm-group.co.jp/

令和八年四月二十七日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社エクスクリエ

代表取締役　小笠原　亨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一千万円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区外神田二丁目一一番八号

株式会社ＴＭ７１

代表取締役　中川　将宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百六十九万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年四月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　五十八頁（号外第二七一号）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十七日

東京都港区高輪四丁目一番二四号ヒルズ高輪Ｂ四〇二

株式会社さくら咲く

代表取締役　吉原　智夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千一万四千十円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年五月三十一日までに資本金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少して資本準備金とすることにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三四頁（号外第二一九号）

令和八年四月二十七日

名古屋市千種区不老町ＴＯＩＣ産学連携オープンラボ

株式会社Ｕ－ＭＡＰ

代表取締役　西谷　健治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千四十万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　五十三頁（号外第九十号）

令和八年四月二十七日

岡山市中区雄町三九四番地一二

エクセルパック・カバヤ株式会社

代表取締役　大内　一雄

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億九千六百万九百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

令和八年四月二十七日

岩手県盛岡市みたけ三丁目一八番三三号

株式会社エクナサポート

代表取締役　佐藤　久

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年五月二十九日を効力発生日とする株式会社中舘建設との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十七日

岩手県二戸市米沢字荒谷三〇番地五

ＮＡＫＡＤＡＴＥホールディングス株式会社

代表取締役　中舘　眞

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇五頁（号外第八十五号）

令和八年四月二十七日

東京都足立区六木三丁目三二番一八号二〇三号室

ビコーオペレーションシステム株式会社

代表取締役　濱邉　主之

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする株式会社アシーズとの株式交換によって増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はございません。

令和八年四月二十七日

石川県金沢市稚日野町北八番地

株式会社アシーズホールディングス

代表取締役　前山　登央

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億八千四百六十三万円、資本準備金の額を二百五十四億八千四百六万二千三百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ir.bitkey.co.jp/e-public-notice/

令和八年四月二十七日

東京都中央区京橋三丁目一番一号九階

株式会社ビットキー

代表取締役　寳槻　昌則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億八千六百八十万円、資本準備金の額を十一億三千百八万三千七百五十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/50504/announces

令和八年四月二十七日

東京都中央区日本橋室町一丁目一二番三号

ユナイテッド・イミュニティ株式会社

代表取締役　岸田　将人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百十四万七千円、資本準備金の額を四百十四万七千円減少し、それぞれ四千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十五日

掲載頁　十六頁

令和八年四月二十七日

東京都港区海岸一丁目九番一八号

国際サービスシステム株式会社

代表取締役　新倉　悠二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十五億八千三百二十八万二千百円、資本準備金の額を百五十五億八千三百二十八万二千百円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十七日

福岡県久留米市篠山町一丁目一二番三パークノヴァ五〇一号　タイヨー興産株式会社

代表取締役　中冨　一栄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

福島県いわき市鹿島町下蔵持字戸の内七〇番地一

株式会社協和機工

代表取締役　大渕　利男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

東京都中央区日本橋大伝馬町六番七号

株式会社藤田組

代表取締役　藤田　徹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区神田紺屋町四六番地七

千代田金属株式会社

代表取締役　唐木　知美

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

滋賀県大津市富士見台一番一号

トヨタモビリティ滋賀株式会社

代表取締役　小澤　伸之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十七日

福岡市西区拾六町三丁目一番一号

北九潜水株式会社

代表取締役　上田　浩昭

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七千九百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十五万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年五月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二八一三区外

特定目的会社水戸泉町インベストメント

取締役　鬼丸　真一

取締役　イー・ホンイ

債権申出の公告

当社は、平成二十四年十二月十八日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年七月十八日に千葉地方裁判所木更津支部（令和七年（ヒ）第一号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

千葉県君津市貞元九一五番地

千葉緑化土木株式会社

代表清算人　弁護士　合間　利

連絡先　千葉市中央区中央三丁目八番八号

中央ＣＩＢ七階かんま法律事務所

合併公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

また、甲は資本金の額を二億二百五十六万一千八百円、資本準備金の額を十億五千六百七十八万八千二百七十九円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年五月二十八日までに資本金及び資本準備金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金及び資本準備金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円といたします。

この合併並びに資本金及び資本準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　十二頁

（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/1342907/announces

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号

（甲）株式会社シコメルフードテック

代表取締役　川本　傑

東京都北区志茂二丁目三七番七号

（乙）株式会社ポジティブ・トーキョー

代表取締役　曾根　康貴

出資一口の金額の減少公告

当連合会は、令和八年四月二十四日開催の臨時総会の決議により、出資一口の金額五千円を二千五百円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は当連合会事務所に備え置いております。

以上、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告します。

令和八年四月二十七日

滋賀県大津市におの浜四丁目四番二三号

滋賀県漁業協同組合連合会

代表理事　佐野　高典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年八月十五日付官報の号外第一八五号一一九頁に掲載されています。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号新丸の内ビルディング二八一三区外

特定目的会社水戸泉町インベストメント

取締役　鬼丸　真一

取締役　イー・ホンイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001155/3q8v/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーワン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千六百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001156/3w6j/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーツー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001157/3qv7/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケースリー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001158/os34/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーフォー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千二百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001359/8qi2/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エムケーファイブ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l425/7mc4/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　　エムケーシックス特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l426/qz63/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　　エムケーセブン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l427/g2s3/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　　エムケーエイト特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l428/93cn/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　　エムケーナイン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000l429/d2r6/

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　　エムケーテン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0112/index.html

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｅａｇｌｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千九百八十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金七千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　七十五頁（号外第八十七号）

令和八年四月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県上尾市大字平塚字西原七五三番地

ＢＸティアール株式会社確定給付企業年金

（旧ＢＸ鐵矢株式会社分）

清算人　田畑　浩之

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

兵庫県加古川市野口町古大内五一〇

東レＫＰフィルム株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　敏朗

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

株式会社ブラスト確定給付企業年金

清算人　鈴木　規郎

訂正公告

令和八年四月二十一掲載の左記会社に係る組織変更公告中、「株式会社協伸ＬＣＣ」とあるは「株式会社協伸ＬＬＣ」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二十七日

香川県三豊市豊中町下高野一四四五番地一

合同会社協伸

代表社員　筒井　和俊

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三	下	二	遮断機構	遮断機構（しゃ）

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布総務省令第二十二号（住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六七	一五	改正後欄	次項	次項に

令和八年四月一日（号外特第十九号）総務省告示第百六十七号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

七		一六	以降	以後